

第6次芦屋町総合振興計画

実施計画表

令和7年度～9年度



実施計画について

(1) 計画策定の目的

第6次芦屋町総合振興計画に基づき、体系化された施策・事業についてその実効性を考慮しながら事業量・実施時期等を決定し、財政措置を講じて予算編成の指針とするものです。

(2) 実施計画の期間

令和7年度～9年度の3ヵ年

毎年度向こう3ヵ年を実施期間とし、ローリング方式により、毎年事業の進捗度を検証しながら調整を図ります。

※ ローリング方式・・・施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年定期的に行うことをいいます。

※本実施計画は令和6年度に策定したものであり、国や県の動向変化などやむを得ない事情が発生した場合は見直しを行うことにしています。

体系図

第6次芦屋町総合振興計画 計画期間(令和3年度～12年度)

第6次芦屋町総合振興計画は、目標年度を令和12年度、計画期間を令和3年度から12年度までの10年間とし、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。

【基本構想】（10年間）

芦屋町の将来像と基本目標を掲げ、これを実現するための施策の大綱を定め、まちづくりの基本方向を明らかにするものです。その目標の年次を令和12年度とします。

【基本計画】（5年間）

【前期令和3年度～7年度、後期令和8年度～12年度】

基本構想の施策の体系に基づいて、総合的かつ体系的に施策の方向付けを示すものであり、前期計画と後期計画によって構成されます。

【実施計画】（3年間）

※ローリング方式により毎年度見直し

基本計画で体系化された施策・事業について、その実効性を考慮しながら事業量・実施時期等を決定し、財源措置を講じて予算編成の指針とするものです。

令和

3年度 4年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 10年度 11年度 12年度

基本構想
(令和3年度～12年度)

前期基本計画

後期基本計画

実施計画

R3年度～5年度

実施計画

R4年度～6年度

実施計画

R5年度～7年度

実施計画

R6年度～8年度

実施計画

R7年度～9年度

実施計画

R8年度～10年度

実施計画

R9年度～11年度

実施計画

R12年度～14年度

令和6年度実施計画〔令和7年度～令和9年度〕

目 次		(頁)
総務課	人事係	1
	庶務係	2～3
企画政策課	企画係	4～5
	シティプロモーション係	6
	デジタル推進係	7
芦屋港活性化推進室	事業推進係	8
財政課	契約管財係	9
住民課	住民係	10
	保険年金係	11
福祉課	高齢者支援係	12
	障がい者・生活支援係	13
健康・こども課	子育て支援係	14
	健康づくり係	15

目 次		(頁)
産業観光課	農林水産係	16
	商工観光係	17～19
環境住宅課	環境・公園係	20
	地域振興・交通係	21
	住宅係	22
都市整備課	土木係	23
	下水道係	24～25
芦屋釜・歴史文化課	芦屋釜の里・歴史の里係	26
学校教育課	学校教育係	27～28
	給食センター係	29
生涯学習課	社会教育係	30～31
	公民館・文化係	32
議会事務局	事務係	33

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

総務課 人事係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
職員の資質向上	継続	職員の資質向上と能力開発を図るため、計画的な職員研修を実施します。	○新規採用職員研修の実施 ○階層別研修の実施 ○内部研修の実施 ○派遣研修の実施 ○各種団体への職員派遣	○新規採用職員研修の実施 ○階層別研修の実施 ○内部研修の実施 ○派遣研修の実施 ○各種団体への職員派遣	○新規採用職員研修の実施 ○階層別研修の実施 ○内部研修の実施 ○派遣研修の実施 ○各種団体への職員派遣
人事評価制度の運用	継続	人事評価を実施することで、職員の職務遂行能力を評価・分析し、個々の能力開発、育成を効果的に進め、住民サービスを向上させます。また、上司と部下との良好なコミュニケーションを促進させることで組織全体の活性化を図ります。	○人事評価制度の運用	○人事評価制度の運用	○人事評価制度の運用

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

総務課 庶務係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
航空機騒音等対策事業	継続	快適な住環境空間を確保するため、航空機騒音被害の軽減について、航空自衛隊芦屋基地などの関係機関に対して働きかけを行います。	○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○テレビ受信料補助金の交付 ○航空機騒音測定事業(1/3年)	○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○テレビ受信料補助金の交付 ○騒音測定事業(2/3年)	○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○テレビ受信料補助金の交付 ○騒音測定事業(3/3年)
公用車の管理及び更新	継続	公用車の適切な維持管理に努めるとともに、計画的な更新を行います。	○公用車の更新 ○使用頻度検証・更新検討	○公用車の更新 ※R7年度の検討結果による ○公用車の使用頻度検証・更新検討	○公用車の更新 ※R8年度の検討結果による ○公用車の使用頻度検証・更新検討
防災設備の整備	継続	住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害の軽減を図るための防災設備を充実していきます。	○基金積立 ○防災設備の整備内容の検討	○防災設備の整備 ※R7年度の検討結果による	○防災設備の整備 ※R7年度の検討結果による
自主防災組織の形成支援	継続	災害時の地域住民の「自助」「共助」や防災意識向上のための自主防災組織について、自治区を中心に組織形成の支援を行います。また、形成された組織に対し、講習会や図上訓練など基礎的な活動をとおして、防災意識の向上を図ります。	○活動支援 ○防災士の育成支援 ○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業) ・補助金の交付 ・次年度意向調査	○活動支援 ○防災士の育成支援 ○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業) ・補助金の交付 ※R7年度の意向調査結果による ・次年度意向調査	○活動支援 ○防災士の育成支援 ○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業) ・補助金の交付 ※R8年度の意向調査結果による ・次年度意向調査
定期的な防災訓練等の実施	継続	自主防災組織を中心とした避難訓練や要配慮者の避難支援などの防災訓練を行うとともに、職員向けの訓練を実施し、日頃の備えや防災意識の向上を図ります。 また、芦屋基地と連携した防災活動について協力を進めながら実施します。	○防災訓練の実施 ○職員向け危機管理対応訓練	○防災訓練の実施	○防災訓練の実施 ○職員向け危機管理対応訓練

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

総務課 庶務係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
消防団車両の更新と装備品の整備	継続	消防団が使用する消防車両や装備品を計画的に更新することで地域住民の生命・財産を守るための地域防災力を向上させ、各種災害からの被害軽減に努めます。	○新基準活動服の購入 ○消防無線機の更新検討 ○職員専用無線機の購入検討	○消防無線機の更新 ※R7年度の検討結果による ○職員専用無線機の購入 ※R7年度の検討結果による	○消防無線機の更新 ※R7年度の検討結果による ○職員専用無線機の購入 ※R7年度の検討結果による
防災計画等の整備・更新	継続	防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施するため、地域防災計画をはじめとする各種防災・減災計画やハザードマップ等の策定や見直しを行います。	○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の次期計画策定 ○ハザードマップの更新検討 ○BCPの更新検討 ※BCP(業務継続計画) 大規模災害等が発生した場合でも、適切な業務執行を行うことを目的とした計画	○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の推進 ○ハザードマップの更新 ※R7年度の検討結果による	○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の推進
防災行政無線等の整備	継続	地域防災力の向上を目指し、防災行政無線の整備や地域情報伝達システムの戸別受信機を全世帯及び公共施設に配布し、町内全域に向けた情報伝達手段を確立します。	○地域情報伝達システムの維持管理 ○有線放送施設等現況調査(粟屋、大城、浜崎) ○防災行政無線の更新検討	○地域情報伝達システムの維持管理 ○防災行政無線の更新 ※R7年度の検討結果による	○地域情報伝達システムの維持管理 ○有線放送撤去工事(粟屋、大城、浜崎) ○防災行政無線の更新 ※R7年度の検討結果による
庁舎及び指定避難所の非常用電源整備	継続	災害等により、商用電源が断たれても、外部からの電源供給なしで、防災拠点である役場本庁舎及び指定避難所(総合体育館、中央公民館)が一定程度の機能維持が図られるよう、非常用電源及び燃料タンク等の備蓄熱源を拡充整備します。	○庁舎・指定避難所2ヶ所の非常用電源拡充整備工事 ※財政課及び生涯学習課で工事を実施		
消防団員の確保と充実	継続	地域防災の一旦を担う消防団員を確保、充実させることにより、地域防災力の充実強化及び住民の安全確保を図ります。	○消防団維持交付金の交付 ○消防団員活動内容及び団員募集の周知	○消防団維持交付金の交付 ○消防団員活動内容及び団員募集の周知	○消防団維持交付金の交付 ○消防団員活動内容及び団員募集の周知

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

企画政策課 企画係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
芦屋町住民参画まちづくり条例推進事業	継続	「住民参画まちづくり条例」は、町と住民が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるために制定しているものです。住民参画のまちづくりについて審議するために住民参画推進会議を設置するとともに、情報ガイドブックに基づき、住民との協働を推進します。	○住民参画推進会議の開催	○住民参画推進会議の開催	○住民参画推進会議の開催 ○住民参画まちづくり条例の発展的見直しの検討
総合振興計画・コミュニティ活動状況調査に関する事務	継続	総合振興計画は長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針です。その見直しを行い次期計画を策定します。	○第6次総合振興計画(前期基本計画)数値目標の進捗確認 ○第6次総合振興計画(後期基本計画)の策定(2/2年)	○第6次総合振興計画(後期基本計画)数値目標の進捗確認 ○コミュニティ活動状況調査の実施検討	○第6次総合振興計画(後期基本計画)数値目標の進捗確認 ○コミュニティ活動状況調査の実施 ※R8年度の検討結果による
指定管理者制度に関する事務	継続	公の施設における、利用者サービス向上や維持管理経費削減のため、指定管理者制度の導入を推進します。また導入済みの施設においては、更新時期における次期指定管理者の選定を行います。	○次期指定管理者選定 ・国民宿舎マリンテラスあしや ・海浜公園、レジャーブール ・芦屋港関連施設		○次期指定管理者選定に係る協議 ・子育て支援センター
大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進	継続	国土交通省が示す「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、滑動崩落対策を推進します。		○大規模盛土経過観察票作成業務	○経過観察票に基づく大規模盛土の経過観察
都市計画マスタープランに関する事務	継続	都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、市町村の都市づくりに関する基本的な方針を示すことを目的として策定された計画です。目標年次を20年後の令和17年度として策定しており、中間年次である令和7年度に見直しを行います。	○都市計画マスタープランの推進 ○都市計画マスタープランの見直し(改訂)	○都市計画マスタープランの推進	○都市計画マスタープランの推進

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

企画政策課 企画係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
中央病院の跡地利用	継続	H30年3月に移転した旧芦屋中央病院の施設や土地について、有効利用・活用方を検討します。	○サウンディング調査の検討	○サウンディング調査の実施 ※R7年度の検討結果による	※R8年度の結果による
立地適正化計画に関する事務	新規	人口減少など急速に変化する社会情勢を踏まえ、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、再生特別措置法第81条に規定に基づき、立地適正化計画を策定します。この計画に基づき、将来的に都市機能や居住地域を誘導し、より住みやすくなるまちづくりを目指します。		○立地適正化計画の策定(1/2年)	○立地適正化計画の策定(2/2年)
過疎地域持続的発展計画事務	新規	過疎地域指定の3つの要件(人口、財政力指数、公営競技収益)に該当したことにより、芦屋町は過疎地域自立促進特別措置法に基づく地域(過疎地域)に指定されています。このため「芦屋町過疎地域持続的発展計画」に基づき、過疎債を活用するなどし、過疎からの脱却を目指しています。現行の計画期間が満了する前に次期計画の策定を行います。	○次期過疎地域持続的発展計画の策定	○過疎地域持続的発展計画の改訂	○過疎地域持続的発展計画の改訂

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

企画政策課 シティプロモーション係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金の充実	継続	芦屋町を応援していただける人からの、「ふるさと納税制度」による寄附金として、「がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金」を設けています。寄附金は基金に積み立てて適切に管理し、活用メニューから、寄附をいただいた人の思いに沿って、有効に活用します。	○寄附の呼びかけ ○返礼品の充実	○寄附の呼びかけ ○返礼品の充実	○寄附の呼びかけ ○返礼品の充実
地域おこし協力隊の推進	継続	町内外への魅力発信や人材のネットワーク化などといったコーディネートを行う人材を、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して導入します。	○地域おこし協力隊活動 ・R5年4月採用 1名 ・R5年10月採用 1名 ○地域おこし協力隊の募集 ・R8年度採用の雇用条件の検討 ・R8年4月採用 1名	○地域おこし協力隊活動 ・R5年10月採用 1名(9月末まで) ・R8年4月採用 1名 ○地域おこし協力隊の募集 ・R9年4月採用 1名(商工観光係配属分)	○地域おこし協力隊活動 ・R8年4月採用 1名
戦略的情報発信プロジェクト	継続	町の情報の収集や発信が集約できる仕組みづくり(ポータルサイトなど)や、SNSなどを活用した効果的な情報発信を推進します。さらに、イメージキャラクターやロゴマークを活用するとともに、プロモーションツールの製作を展開し、統一イメージでの町の情報発信を推進します。	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成 ○プロモーションツールの製作 ○ホームページ、SNS、dボタン広報誌等を活用した情報発信	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成 ○ホームページシステム更新の検討 ○ホームページ、SNS、dボタン広報誌等を活用した情報発信	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成 ○ホームページシステムの更新 ※R8年度の検討結果による ○冊子「芦屋LIFE」更新 ○ホームページ、SNS、dボタン広報誌等を活用した情報発信
広報あしや編集用パソコンの更新	新規	導入から5年経過したため、広報あしや編集用パソコンを更新します。	○広報編集用パソコンの購入		

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

企画政策課 デジタル推進係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
自治体DXの推進	継続	国が作成した「自治体DX推進計画」及び「自治体DX推進手順書」を基に、現在の行政サービスや行政事務の在り方について、デジタル技術を活用することで見直しを行い、住民サービスの利便性向上や行政事務の効率化を目指します。	○国の重点取組事業等への対応検討 ・自治体情報システムの標準化・共通化 ・自治体フロントヤード改革の推進検討 ・公金収納におけるeLTAXの活用検討 ・自治体のAI・RPAの導入推進 ・テレワークの導入検討 ・セキュリティ対策、セキュリティポリシーの見直し検討 ・BPRの取組検討 ・オープンデータの推進検討・官民データ活用の推進検討 ○独自施策の検討(全庁的横断プロジェクト) ※BPR(Business Process Re-engineering) - 業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改善すること	○国の重点取組事業等への対応 ※R7年度の検討結果による ○独自施策の検討(全庁的横断プロジェクト) ※R7年度の検討結果による	○国の重点取組事業等への対応 ※R7年度の検討結果による ○独自施策の検討(全庁的横断プロジェクト) ※R7年度の検討結果による
番号利用事務系システムの維持管理及び更新	継続	住民サービスの提供と行政事務の効率化や正確性・信頼性を保持するため、番号利用事務系システム(ハード、ソフト)の保守や改善のための更新を実施します。 ※番号利用事務系システムとは、住民・税・国保・年金などの情報が入っているシステム全般のことです。	○番号利用事務系システムの共同運用 ○番号利用事務系システム標準版への移行 ○自治体間ネットワークの維持 ○国共通クラウド間ネットワークの構築 ○国共通クラウドの利用開始 ○電算機器の維持管理・更新	○番号利用事務系システムの共同運用(標準外業務) ○番号利用事務系システム標準版の運用 ○国共通クラウド間ネットワークの維持 ○国共通クラウドの利用 ○電算機器の維持管理・更新	○番号利用事務系システムの共同運用(標準外業務) ○番号利用事務系システム標準版の運用 ○国共通クラウド間ネットワークの維持 ○国共通クラウドの利用 ○電算機器の維持管理・更新
LGWAN系、インターネット系システムの維持管理及び更新	継続	行政事務の効率化や正確性を維持するため、電算機器やネットワークの適切な維持管理と計画的な更新を行うことで、電算システムの安定運用に努めます。 ※LGWAN系、インターネット系システムとは、主に情報の伝達・共有・管理を目的とした電算システムです。	○電算機器の維持管理・更新	○電算機器の維持管理・更新	○電算機器の維持管理・更新
ペーパーレス会議システムの導入	継続	タブレット端末を利用したペーパーレス会議システムを導入し、議会や役場の会議資料のデジタル化(ペーパーレス化)を進めます。	○ペーパーレス会議システムの導入	○ペーパーレス会議システムの活用	○ペーパーレス会議システムの活用

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

芦屋港活性化推進室 事業推進係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
芦屋港レジャー港化の推進	変更	地方港湾である芦屋港は物流港として福岡県が維持管理していますが、広大な背後地を含め物流港として十分な機能が発揮されていません。そのため観光レジャー要素を持つ港へ用途を変更し、芦屋町の活性化に繋がる必要な施設や機能の導入を図るものです。	○ポートパーク・魚釣施設 ・駐車場等実施設計 ○Web3事業の実施・効果検証 ○情報発信・機運醸成の内容検討	○ポートパーク・魚釣施設 ・開業時期はR7年度の状況による ・管理等備品購入 ○Web3事業の実施・効果検証 ○情報発信・機運醸成の取り組み実施 ※R7年度の検討結果による	○Web3事業の実施 ※R8年度までの効果検証結果による ○情報発信・機運醸成の取り組み実施 ※R7年度の検討結果による
芦屋港野積場エリア等の活用	新規	「芦屋港活性化基本計画」に掲げている観光集客機能の施設として、砂像の屋内常設展示施設を整備することとしていましたが、建築概算工事費の増大などにより、建築取り止めとなりました。建築取り止めに伴う跡地は、1号上屋と併せて民間活力の導入について検討を進めることとし、活用方法の検討および整備を進めていきます。	○官民連携導入可能性調査	○官民連携アドバイザー業務の実施 ※R7年度の調査結果による	○選定事業者との調整 ※R8年度の実施結果による
芦屋港施設の管理運営	変更	芦屋港レジャー港化に伴い、芦屋海浜公園を含めたエリア全体のプロモーションやサービスの向上、経費の削減等を図るため、観光地域づくり法人(DMO)を連携主体としたエリア全体の管理運営方法を検討します。	○管理運営体制の検討 ・DMO化協議 ・人材マッチング申請 ○指定管理選定委員会 ○指定管理者選定(ポートパーク・魚釣施設)	○管理運営体制 ※R7年度の検討結果による ○指定管理者による管理運営(ポートパーク・魚釣施設)	○管理運営体制 ※R7年度の検討結果による ○指定管理者による管理運営(ポートパーク・魚釣施設)
里浜づくり事業の推進	継続	芦屋海岸は、芦屋港の建設以降、港の西側に広大な砂浜が広がりはじめ、堆積した砂が近隣の住宅地まで飛び、飛砂による被害の問題が発生しています。このような問題解決のため、松の植樹等が行われました。今後は植樹した松の生育や育成活動組織(協議会等)の形成に向けた事業を県と協議しながら推進します。	○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望 ○植樹区画の肥料木伐採、植樹松の枝払い	○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望 ○植樹区画の肥料木伐採、植樹松の枝払い	○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望 ○植樹区画の肥料木伐採、植樹松の枝払い

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

財政課 契約管財係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
庁舎適正管理事業	継続	芦屋町役場(庁舎)個別施設計画等に基づき、庁舎及び付属設備の計画的な改修・修繕等を行います。	○庁舎空調機等改修工事 ○庁舎高圧気中開閉器等取替工事 ○庁舎非常用電源整備工事		○庁舎空調機等改修工事実施設計
入札手続等デジタル化事業	継続	事業者の負担軽減及び国が進めるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進のため、事業者の指名登録、登録した情報の管理や契約状況の管理、入札手続きについて、デジタル化を図ります。	○電子入札システム(工事)の活用 ○電子入札システム(物品役務)の導入検討	○電子入札システム(工事)の活用 ○電子入札システム(物品役務)の導入 ※R7年度の検討結果による	○電子入札システム(工事)の活用 ○電子入札システム(物品役務)の導入 ※R7年度の検討結果による
大規模盛土造成地対策事業(町有地)	継続	国土交通省が示す「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、大規模盛土造成地等の地盤調査及び安定計算(第二次スクリーニング)による状況把握のため、町有地(江川台)の調査・確認・対策等を行います。		○大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査業務	※R8年度第二次スクリーニングの結果による
船頭町商業施設管理事業	継続	船頭町商業施設個別施設計画に基づき、船頭町商業施設の計画的な改修・修繕等を行います。	○船頭町商業施設調査業務	○船頭町商業施設改修工事実施設計	○船頭町商業施設改修工事

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

住民課 住民係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
戸籍情報システムの更新	継続	現行の戸籍情報システムを、国の定める標準化基準に適合した情報システムに更新します。	○戸籍システム標準化に係るシステムの更新(2/2年)		

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

住民課 保険年金係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
子ども医療費支給制度	継続	子育て世帯の経済的負担軽減を目的として、町独自に制度の対象者を高校生世代まで拡大し、保険診療による医療費の自己負担を無料とします。	○子ども医療費の支給	○子ども医療費の支給	○子ども医療費の支給
国民健康保険事業の運営安定化	継続	国民健康保険制度は、県の補助金と国民健康保険税で運営されています。しかし医療費の増大や税収の減少などにより、運営基盤が脆弱なため、医療費の削減に努めるとともに、国民健康保険事業の運営安定化に努めます。	○国保税の改正検討 ○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減	○国保税の改正 ※R7年度の検討結果による ○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減	○国保税の改正検討 ○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

福祉課 高齢者支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
老人憩の家のあり方	継続	高齢者の健康の増進、教養の向上等を目的に設置された町内3ヶ所の老人憩の家は、設置後40年以上経過し、施設が老朽化しています。将来に渡る人口減少や利用見込の減少、町内の公共施設の現状、財政負担等を総合的に踏まえ令和11年3月末で廃止とします。今後は廃止手続きや代替事業及び跡地利用の検討を行います。	○廃止に向けた手続き及び事務の確認 ○跡地利用の検討 ○代替事業の検討及び実施	○代替事業の検討及び実施	○代替事業の検討及び実施
老人憩の家の指定管理者制度による管理運営	継続	町内3ヶ所の老人憩の家について、令和11年3月末で廃止するまで指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営(2/5年)	○指定管理者による運営(3/5年)	○指定管理者による運営(4/5年)
高齢者福祉計画の策定・推進	継続	福岡県介護保険広域連合が策定する「介護保険事業計画」と相互に補完し合いながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者の福祉を増進するための計画を策定し、推進します。	○地域包括ケア推進委員会の開催 ○第10期芦屋町高齢者福祉計画の策定(1/2年目)	○地域包括ケア推進委員会の開催 ○第10期芦屋町高齢者福祉計画の策定(2/2年目)	○地域包括ケア推進委員会の開催
高齢者補聴器購入助成	新規	聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、管理医療機器認定を取得した補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。	○高齢者補聴器購入助成	○高齢者補聴器購入助成 ・R9年度以降の実施検討	※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

福祉課 障がい者・生活支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
障がい者福祉の充実	継続	中間市・遠賀郡四町で連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実及び精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等を行い、障がい者福祉の充実を図ります。	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係機関との協議 ○医療的ケア児支援のための協議の場の設置に向けた検討 ○関係機関とのネットワーク構築	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○医療的ケア児支援の協議の場の設置 ※R7年度の検討結果による ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムによる支援 ○医療的ケア児支援のための関係機関との協議
芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画の推進	継続	「芦屋町障害者計画」及び「芦屋町障害福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進しています。障がい者施策を一体的かつ継続的に推進していくため、それぞれの計画期間が満了する時期に新たな計画を策定します。	○障害福祉計画推進委員会の開催	○障害福祉計画推進委員会の開催 ○第8期障害福祉計画の策定	○障害福祉計画推進委員会の開催
芦屋町福祉会館個別施設計画の策定	新規	国からの通知により平成29年3月に策定された「芦屋町公共施設等総合管理計画」にもとづき、福祉会館の維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すものとして「個別施設計画」を策定します。	○個別施設計画策定について検討	○個別施設計画の策定 ※R7年度の検討結果による	※R8年度の結果による

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

健康・こども課 子育て支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
放課後児童クラブの充実	継続	小学校下校時に家庭に保護者が不在となる児童を対象に、各小学校区に学童クラブを設置・運営するとともに、学童クラブの充実を図ります。	○学童クラブの運営 ○アンケート調査の実施	○学童クラブの運営 ○アンケート調査の実施	○学童クラブの運営 ○アンケート調査の実施
子育て支援センターの管理運営事務 (指定管理者制度)	継続	子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や交流ができる子育て支援センターについて、育児相談や子育て支援サービスを充実させるとともに、効率的な施設運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営(2/5年)	○指定管理者による運営(3/5年)	○指定管理者による運営(4/5年) ○次期指定管理者に関する協議
出産祝金交付事業	継続	芦屋町に居住し、こどもを生み育てる意欲を高め、活力あるまちづくりを推進するため、出生した子の父または母に対し出産祝金(商工会発行の商品券)を交付します。	○出産祝金の交付 ○アンケート調査の実施	○出産祝金の交付 ○アンケート調査の実施	○出産祝金の交付 ・期間延長の検討 ○アンケート調査の実施
私立保育所改修補助事業(山鹿保育所機械室等改修工事)	継続	山鹿保育所に対し、ゆとりある保育環境の提供及び安全確保のため、機械室等の改修を補助します。	○私立保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園施設整備等補助金の交付		
保育料の見直し	新規	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料を引き下げ、保護者の所得及びきょうだいの年齢に関係なく、第2子以降の無償化を行います。	○保育料の引き下げ、第2子以降の無償化の開始		

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

健康・こども課 健康づくり係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
特定健診・特定保健指導の充実	継続	「特定健康診査等実施計画・データヘルス計画」に基づき、40～74歳の国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健診と保健指導を実施します。	○特定健診の実施 ・がん検診と同時受診で産直野菜プレゼント(2/3年) ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○未受診者対策業務の実施 ○運動教室の実施	○特定健診の実施 ・がん検診と同時受診で産直野菜プレゼント(3/3年) ・次年度以降の実施検討 ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○未受診者対策業務の実施 ○運動教室の実施	○特定健診の実施 ・がん検診と同時受診で産直野菜プレゼント ※R8年度の検討結果による ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○未受診者対策業務の実施 ○運動教室の実施
がん検診事業の充実	継続	日本人の死亡原因の第1位となっているがんの早期発見・早期治療のため、がん検診事業の充実を図ります。	○がん検診の実施 ・特定健診と同時受診で産直野菜プレゼント(2/3年) ○がん検診の充実検討	○がん検診の実施 ・特定健診と同時受診で産直野菜プレゼント(3/3年) ・次年度以降の実施検討 ○がん検診の充実検討	○がん検診の充実検討 ・特定健診と同時受診で産直野菜プレゼント ※R8年度の検討結果による ○がん検診の充実検討
不妊治療費助成事業	継続	不妊に悩む夫婦の経済的・精神的負担の軽減や、町の出生率の向上の施策として、不妊治療費等の助成について検討します。	○特定不妊治療(先進医療)支援に係る助成	○特定不妊治療(先進医療)支援に係る助成 ・次年度以降の実施検討	※R8年度の検討結果による
新生児聴覚検査助成事業	新規	生まれつき耳が聞こえていない新生児を早期発見し、適切な療育につなげるため、新生児に対する聴覚検査費用を助成します。	○新生児聴覚検査費用助成	○新生児聴覚検査費用助成	○新生児聴覚検査費用助成
健康増進計画の策定	新規	健康増進法第8条第1項の規定に基づき、行政、関係団体、学校、職域、地域、家庭が一体となって、町民一人一人の主體的な健康づくりを推進していくための計画を策定します。	○健康増進計画の策定	○健康増進計画の推進	○健康増進計画の推進

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

産業観光課 農林水産係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
柏原漁港施設整備事業	変更	柏原漁港内の水産業施設の整備を進め、併せて西方海岸の荒波への対策及び漁港区域内に位置する堂山・洞山の周辺整備を行います。	○柏原漁港西方海岸荒波対策基本計画の策定 ○堂山前駐車場改修工事	○柏原漁港西方海岸荒波対策事業 ・基本計画の精査 ・関係団体との協議	○柏原漁港8号護岸改修工事実施設計 ○柏原漁港西方海岸荒波対策事業実施設計 ※R7年度の基本計画による
洞山崩落対策事業	新規	風化による崩落が進んでいる洞山の崩落防止対策を行います。	○洞山崩落調査	○洞山崩落対策事業 ※R7年度の調査結果による	○洞山崩落対策事業 ※R7年度の調査結果による
漁業経営の安定化	変更	遠賀漁業協同組合と協力して「浜の活力再生プラン」の事業を進めることで、漁業経営の安定化を図ります。	○稚魚等放流事業補助金の検討 ○学校給食への地元産水産物の提供	○稚魚等放流事業補助金 ※R7年度の検討結果による ○学校給食への地元産水産物の提供	○稚魚等放流事業補助金 ※R7年度の検討結果による ○学校給食への地元産水産物の提供
農業用施設適正管理事業	継続	農業用施設の老朽化状況の調査及び修繕等、適切な維持管理を行うことによって、利便性の向上及び住民の安全を図ります。	○汐入川水門の点検 ○ため池劣化状況評価 ○汐入川水門改修工事実施設計	○汐入川水門の点検 ○汐入川水門改修工事	○汐入川水門の点検 ○汐入川水門改修工事 ※R7年度の実施設計の結果による
農業・漁業の新規参入者への支援	継続	農業・漁業従事者は高齢化や後継者不足が進行しています。このため、今後も持続可能な力強い農業・漁業を実現するために、意欲のある新規参入者への支援を行い定着を図ります。	○新規参入者に対する支援	○新規参入者に対する支援	○新規参入者に対する支援

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

産業観光課 商工観光係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域振興券発行事業への支援	継続	商工会が行う地域振興券発行事業に対し、プレミアム(上乗せ)分の一部を助成し、町内商工業の振興を図ります。	○商品券のプレミアム(上乗せ)分の一部助成	○商品券のプレミアム(上乗せ)分の一部助成	○商品券のプレミアム(上乗せ)分の一部助成
イベントの実施	継続	地域を活性化する観光イベントの実施に対して支援を行います。また、住民が主体となって企画・運営するイベントの支援や新たなイベントの創出を図ります。	○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付 ○企画提案型イベントの検討	○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付 ○企画提案型イベントの実施 ※R7年度の検討結果による	○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付
海浜公園・レジャープールの整備	継続	レジャープールの適切な維持管理を図るため、計画的な施設・設備の改修を実施します。	○長寿命化計画に基づいた改修、更新 ○駐車場陥没補修工事	○長寿命化計画に基づいた改修、更新 ○海浜公園大型遊具の設置検討	○長寿命化計画に基づいた改修、更新 ○海浜公園大型遊具の設置検討
観光施設の管理運営(指定管理者制度)	継続	観光施設(国民宿舎マリントラスあしや、海浜公園、レジャープールアクアシアナ)に指定管理者制度を導入することで、民間事業者の能力を活用し、利用者に対するサービス向上及び経費の削減を図ります。	○指定管理者による運営 ・芦屋海浜公園(1/1年) ・レジャープールアクアシアナ(1/1年) ・国民宿舎マリントラスあしや(5/5年) ○次期指定管理者の選定 ・芦屋海浜公園 ・レジャープールアクアシアナ ・国民宿舎マリントラスあしや	○指定管理者による運営 ・芦屋海浜公園 ・レジャープールアクアシアナ ・国民宿舎マリントラスあしや ※指定管理期間はR7年度の選定結果による	○指定管理者による運営 ・芦屋海浜公園 ・レジャープールアクアシアナ ・国民宿舎マリントラスあしや ※指定管理期間はR7年度の選定結果による
観光推進プロジェクトの推進	継続	観光振興によるまちづくりを推進していくため、「芦屋町観光基本構想」にもとづく施策の展開を推進します。	○観光基本構想の見直し内容の検討 ○推進委員会の開催 ○観光あしや協議会の開催 ○アンケート調査の実施	○観光基本構想の見直し ※芦屋港の進捗による ○推進委員会の開催 ○観光あしや協議会の開催 ○アンケート調査の実施	○推進委員会の開催 ○観光あしや協議会の開催 ○アンケート調査の実施
「芦屋町No. 1プロジェクト」の推進	継続	地域の観光資源として、オールシーズン集客に向けた施策を進めることで観光客増を図ります。	○オールシーズン集客施策の実施(1/3年) ○さわらフェアの実施 ・事務局移管の検討	○オールシーズン集客施策の実施(2/3年) ・R10年度以降の進め方検討 ○さわらフェアの実施 ・事務局移管はR7年度の検討結果による	○オールシーズン集客施策の実施(3/3年) ○さわらフェアの実施 ・事務局移管はR7年度の検討結果による

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

産業観光課 商工観光係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
町内事業者への支援	継続	町内での中小企業の新たな事業の創出などによる地域経済の活性化、需要の増大、雇用の創出を目的として、新たに創業を行う方に対し、補助金を交付します。	○制度融資による支援 ○企業誘致条例による支援 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付	○制度融資による支援制度拡充の検討 ○企業誘致条例の拡充検討 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付	○制度融資による支援 ※拡充はR8年度の検討結果による ○企業誘致条例の拡充 ※R8年度の検討結果による ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 ・期間延長の検討
空き店舗・空き家を活かした起業・誘致	継続	空き店舗等の利用促進及びまちのにぎわいづくりのため、空き店舗等に开店する者に対し、補助金を交付します。また、空き店舗を探している人に情報を提供する空き店舗バンクを実施します。	○空き店舗等活用事業補助金の交付 ・制度のPR	○空き店舗等活用事業補助金の交付 ・制度のPR	○空き店舗等活用事業補助金の交付 ・制度のPR ・期間延長の検討
芦屋製品の消費拡大	継続	芦屋製品の町内での販売、食事ができる場の仕組みづくりを推進します。また、付加価値を高めるためのブランド化や販路拡大の取り組みなどを商工会をはじめとする関係機関と連携し推進します。	○ブランド認定制度の実施 ・制度改正に向けた検討 ○認定品のPR・販路拡大の検討 ○特産品の掘り起こしや開発支援	○ブランド認定制度の実施 ・制度改正 ※R7年度の検討結果による ○認定品のPR・販路拡大 ※R7年度の検討結果による	○ブランド認定制度の実施 ※R7年度の検討結果による ○認定品のPR・販路拡大
観光公園の整備	継続	観光公園（夏井ヶ浜はまゆう公園・魚見公園・城山公園）の整備を進めます。また、利用者の安全・安心を確保するため、適切な維持管理に努めます。	○魚見公園 ・整備工事(2/2年) ・整備工事基本計画策定(もみじ谷、国道495号側登り口) ○城山公園 ・国道495号法面整備工事実施設計 ・唐戸側斜面整備工事実施設計 ○夏井ヶ浜はまゆう公園の整備検討	○魚見公園 ・整備工事基本設計(もみじ谷、登り口) ○城山公園 ・法面整備工事(国道495号側) ※R7年度の実施設計結果による ・法面整備工事(唐戸側) ※R7年度の実施設計結果による ○夏井ヶ浜はまゆう公園の整備 ※R7年度の検討結果による	○魚見公園 ・整備工事実施設計(もみじ谷、登り口) ※R8年度の基本設計結果による
地域おこし協力隊事業の推進	継続	町内外への魅力発信や人材のネットワーク化などといったコーディネートを行う人材を、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して導入します。	○地域おこし協力隊活動 ・R5年10月採用 1名	○地域おこし協力隊活動 ・R5年10月採用 1名	○地域おこし協力隊活動 ・R5年10月採用 1名(9月末まで) ・R9年4月採用 1名

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

産業観光課 商工観光係 3

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
サイン整備事業	継続	総合案内板及び町内案内サイン等の修正及び設置箇所の検討を行い、まちのイメージアップと観光客の町内回遊を促進します。		○芦屋港レジャー港化に併せたサイン整備 ・総合案内看板の整備 ・町内案内サインの整備	
国民宿舎マリンテラスあしやの整備	継続	快適な宿泊環境を提供し、サービスレベルを維持するため、施設・設備の改修を計画的に実施します。	○施設・設備の修繕等 ○休憩室・職員食堂空調改修工事 ○防犯カメラの設置 ○Wi-Fiの設置 ○公営企業戦略見直し	○施設・設備の修繕等 ○外壁補修工事実施設計 ○長寿命化計画の見直しに向けた調査及び検討	○施設・設備の修繕等 ○外壁補修工事 ※R8年度の実施設計結果による ○中央監視リモート機器更新 ○長寿命化計画の見直し ※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

環境住宅課 環境・公園係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
公園整備事業	継続	町内の都市公園等(芦屋海浜公園除く)の遊具や休憩施設などの公園施設について、老朽化が進んでいることから、定期点検を行い、その結果に基づき整備を行います。公園施設の整備については、地域の皆さんの意見を取り入れながら、公園毎のニーズにあった公園整備を計画的に推進します。	○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○施設の維持管理(整備・撤去等) ○公園樹木の定期剪定 ※毎月の点検結果及び地域要望に基づき検討 ○水辺の里やまが手すり設置工事 ○地域交流の場としての活用促進	○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○施設の維持管理(整備・撤去等) ○公園樹木の定期剪定 ※毎月の点検結果及び地域要望に基づき検討 ○地域交流の場としての活用促進	○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○施設の維持管理(整備・撤去等) ○公園樹木の定期剪定 ※毎月の点検結果及び地域要望に基づき検討 ○地域交流の場としての活用促進
月軒憩いの広場(仮称)整備事業	継続	町内で最も通過交通の多い国道495号線沿いの自衛隊緩衝地について、来町者や町民の憩いの空間を提供するため、九州防衛局と協議を進めながら整備を検討します。	月軒憩いの広場整備事業の検討	※R7年度の検討結果による	※R7年度の検討結果による
脱炭素先行地域の取組み	継続	地球温暖化対策として、芦屋町を含めた北九州都市圏で、圏域内の脱炭素化を推進します。	○太陽光発電システム等の導入 ・次年度以降の導入検討	○太陽光発電システム等の導入 ※R7年度の検討結果による	○太陽光発電システム等の導入 ※R7年度の検討結果による
花美坂緑地帯整備事業	新規	花美坂地区が造成されて20年以上が経過していることから、緑地帯や法面の状況を確認し、適宜剪定や法面点検を実施します。また、点検結果に応じて対策や経過観察を行います。	○緑地帯管理(樹木剪定、草刈り)	○緑地帯管理(草刈り)	○緑地帯管理(草刈り)

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

環境住宅課 地域振興・交通係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
自治区担当職員制度の推進	継続	「芦屋町住民参画まちづくり条例」による“協働のまちづくり”の実現のため、すべての職員が地域の活動に参加し、住民の皆さんによる自主的な地域づくりのサポートを目的として実施します。	○自治区行事支援の実施	○自治区行事支援の実施	○自治区行事支援の実施
自治区活性化促進事業	継続	地域での基礎的なコミュニティである自治区の加入率向上のため、地域づくりの基礎となる自治区にもっと関心を持ってもらえるよう、自治区活動への支援や加入率向上に向けた取り組みを区長会・自治区と協働して実施します。	○自治区活性化事業の実施 ○区長会の支援 ○地域要望の受付	○自治区活性化事業の実施 ○区長会の支援 ○地域要望の受付	○自治区活性化事業の実施 ○区長会の支援 ○地域要望の受付
公共交通の確保・維持	継続	町民の交通手段を確保するため、タウンバス及び巡回バスを運行します。また、地域公共交通の維持・確保・改善のために、地域公共交通活性化協議会を開催し事業の検討・協議を行います。	○タウンバスの運行 ・人流センサ購入 ○巡回バスの運行 ・バス車両1台購入 ○地域公共交通活性化協議会の開催	○タウンバスの運行 ○巡回バスの運行 ○地域公共交通活性化協議会の開催 ○芦屋町地域公共交通計画の策定	○タウンバスの運行 ○巡回バスの運行 ・バス車両1台購入 ○地域公共交通活性化協議会の開催
空家対策	継続	町内の空家の実態について、住民からの情報を収集し、所有者に対し適正な管理を求めていくための方策を検討、実施します。	○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務 ○老朽危険家屋等解体補助金の交付 ○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ○ブロック塀等撤去費補助金の交付 ・次年度以降の実施検討 ○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○空家等対策協議会の開催 ○空家等対策計画の策定	○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務 ○老朽危険家屋等解体補助金の交付 ○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ○ブロック塀等撤去費補助金の交付 ・R7年度の検討結果による ○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○空家等対策協議会の開催 ○空家等実態調査	○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務 ○老朽危険家屋等解体補助金の交付 ・期間延長の検討 ○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ・期間延長の検討 ○ブロック塀等撤去費補助金の交付 ・R7年度の検討結果による ○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○空家等対策協議会の開催

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

環境住宅課 住宅係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
高浜団地用途廃止及び解体	継続	高浜団地については、「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」において、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされています。このため、入居者の移転を促進し、空家となった棟から順次解体撤去を行います。	○解体工事	○解体工事	○解体工事
町営住宅改善事業(緑ヶ丘団地)	継続	「建物状況詳細調査」の結果により緑ヶ丘団地の建替えを含めての検討を行います。	○老朽化に伴う建替えの検討 ○建物の維持管理	※R7年度の検討結果による	※R7年度の検討結果による
移住・定住促進事業	継続	人口減少を緩やかにしていくため、各種施策により、定住促進に努めます。	○移住相談会(ふるさと回帰フェア)への参加 ・R8年度参加の検討 ○定住促進奨励金の交付	○移住相談会(ふるさと回帰フェア)への参加 ※R7年度検討結果による ○定住促進奨励金の交付	○移住相談会(ふるさと回帰フェア)への参加 ※R7年度検討結果による ○定住促進奨励金の交付 ・期間延長の検討
新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	継続	新婚世帯及び子育て世帯の定住促進を図るため、町内の新婚世帯に加え、町外から転入してきた新婚・子育て世帯に対し、家賃の一部として、商工会発行の商品券を補助します。	○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ○交付者へのアンケート実施	○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ○交付者へのアンケート実施	○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ・期間延長の検討 ○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付 ・期間延長の検討 ○交付者へのアンケート実施
町営住宅等用途廃止事業	継続	芦屋町町営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされている町営住宅(山鹿A団地、山鹿B団地、鶴松中層団地、幸町住宅)については、入居者の移転を促進し、用途廃止及び解体を行います。	○入居者の移転補償 ○入居前整備	○入居者の移転補償 ○入居前整備	○入居者の移転補償 ○入居前整備
町営住宅等長寿命化計画の見直し	継続	町営住宅等の管理戸数の適正化や長寿命化を図るために策定している「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」については、令和4年度から令和13年度までを計画期間としています。本計画は5年ごとに現況に合わせた改定を行うこととされているため、後期計画の策定に向けて見直しを行います。	○計画見直し準備 ・町営住宅建替計画調査 ・委員会による建替え検討会議 ・緑ヶ丘団地3・4・5・7・8・9棟及び丸の内住宅の状況詳細調査	○長寿命化計画の見直し	○長寿命化計画の推進

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

都市整備課 土木係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
町道と国・県道の振り替え	継続	山鹿地区の国道495号など、利用者にとって、わかり易い道路網の整理を目的とし、国・県道と町道との振替えを図ります。	○福岡県と整備事項等に関する調整 ※福岡県の整備完了次第、順次移管 ○町道移管路線 ※移管完了後、樹木の健全度診断予定	○福岡県と整備事項等に関する調整 ※福岡県の整備完了次第、順次移管 ○町道移管路線 ※移管完了後、樹木の健全度診断予定	○福岡県と整備事項等に関する調整 ※福岡県の整備完了次第、順次移管 ○町道移管路線 ※移管完了後、樹木の健全度診断予定
西祇園橋の架け替え	継続	西祇園橋は重要な生活道路であるとともに、町の玄関口としての機能も有しています。しかし架設から70年以上経過し老朽化が著しいことから、早期架け替えを推進していきます。また、町の玄関口としてグレードアップを協議します。	○福岡県とグレードアップ工事に関する協定書の締結	○西祇園橋の供用開始	
道路ストックの適正管理事業	継続	計画的に道路附属物(道路ストック)の維持・補修を実施するために、必要に応じて個別計画を策定し、老朽化している道路ストックの長寿命化とコスト削減を図ります。	○道路整備工事(3路線) ○職員による附属物(歩道橋)の定期点検	○道路整備工事(5路線)	○道路整備工事(5路線)
町道の認定、廃止、変更及び道路台帳に関する業務	新規	芦屋町が管理する町道の道路情報や境界協議データ等を道路台帳システムにより適切に管理します。また、道路管理の事務効率化や正確性を維持するため、サーバー機器等の適切な維持管理と計画的な更新を行うことで、道路台帳システムの安定運用に努めます。	○道路台帳補正 ○道路台帳システムサーバー機器等の更新	○道路台帳補正	○道路台帳補正

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

都市整備課 下水道係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
下水道ストックマネジメント事業	継続	すべての下水道施設を対象とした改築更新計画(ストックマネジメント計画)を策定し、計画的に改築更新を実施することにより、安全・安心・安定的な汚水処理及び雨水排除を実現します。	○管路調査 ○管路調査(山鹿不明水分) ○汐入ポンプ場改築実施設計(電気設備・外壁・屋根・耐震) ○管渠更生工事実施設計 ○管路施設簡易耐震診断業務 ○処理場管理棟外装・屋根防水工事(2/2年) ○排水樋管ゲート改築工事(2/2年) ○制御盤及び通報器盤改築工事 ○人孔改築工事 ○管渠更生工事(大城)	○管路調査 ○管路調査(山鹿不明水分) ※R7年度までの進捗状況による ○汐入ポンプ場改築工事(電気設備・外壁・屋根・耐震)(1/2年) ○制御盤及び通報器盤改築工事 ○汐入ポンプ場耐水化改築工事 ○浄化センター照明器具LED化工事 ○人孔改築工事	○管路調査 ○管路調査(山鹿不明水分) ※R7年度までの進捗状況による ○汐入ポンプ場改築工事(電気設備・外壁・屋根・耐震)(2/2年) ○中ノ浜・汐入ポンプ場照明器具LED化工事 ○人孔改築工事
下水道管渠内面補修工事(部分補修)	継続	下水道管渠の損傷箇所を、部分的に補修し管渠内の補強を図ります。	○下水道管渠内面補修工事(国道495号線分、山鹿不明水分、吐出口分)	○下水道管渠内面補修工事(正津ヶ浜外)	※R7年度の調査結果に基づき補修工事を実施
下水道事業の広域連携	継続	「連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約」の締結により、下水道事業の広域化の検討に関する取り組みを推進します。また、福岡県が策定した「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、県と各市町村とで処理場統廃合等のハード面や災害時対応の共同化等のソフト面を含めた広域的かつ実現可能な連携の検討を行います。	○北九州市及び近隣市町村との各種広域化・共同化における実現可能な連携を協議・検討	※R7年度の検討結果による	※R7年度の検討結果による
公共下水道整備計画に関する事務	継続	下水道施設の新規整備や改築更新を行うために、下水道全体計画、都市計画決定、下水道事業計画、都市計画下水道事業認可等の策定や設計・工事、関係機関との協議・調整、書類申請などの手続きを行います。	○汚水管渠等整備工事(臨海部) ※芦屋港の整備方針による ○西祇園橋圧送管整備工事(1/2年)	○汚水管渠等整備工事(臨海部) ※芦屋港の整備方針による ○西祇園橋圧送管整備工事(2/2年) ○西祇園橋周辺マンホール蓋高さ調整工事 ○西祇園橋周辺汚水管撤去・内部充填工事 ※工期は福岡県のスケジュールによる	○西祇園橋周辺汚水管撤去・内部充填工事 ※工期は福岡県のスケジュールによる
下水道浸水対策事業	継続	浸水シミュレーション等に基づき、浸水原因を把握するとともに、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を検討し、必要に応じて浸水対策施設の整備を行います。	○大君第2雨水幹線近隣家屋事後調査 ○柏原雨水管改修工事実施設計	○柏原雨水管改修工事 ※R7年度の実施設計結果による	

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

都市整備課 下水道係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
下水道使用料の改定	継続	下水道事業の健全かつ継続的経営のため、適正な使用料負担とするため、定期的な使用料の改定を実施します。	○R6年度決算書、経営分析の検討 ○下水道使用料の改定検討 ※R8年度以降の使用料の改定検討 ○システム更新業務	○R7年度決算書、経営分析の検討 ○下水道使用料の改定 ※R7年度の検討結果による	○R8年度決算書、経営分析の検討
公用車の買い替え	新規	下水道係公用車について、老朽化に伴う更新を行うことで下水道施設の維持管理・改築更新業務の安定化を図ります。	○公用車の購入		

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

芦屋釜・歴史文化課 芦屋釜の里・歴史の里係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
芦屋釜復興事業	継続	芦屋釜の復興を実現するために、「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、芦屋釜製作技術の継承及び芦屋鋳物の産業化(地場化)を図ります。	○鋳物師の養成 ○鋳物師後継候補者への支援 ○独立した鋳物師への支援	○鋳物師の養成 ○独立した鋳物師への支援	○鋳物師の養成 ○独立した鋳物師への支援 ○第3次芦屋釜の里振興計画の策定
芦屋釜の里魅力向上プロジェクト	継続	「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、芦屋釜の里の観光施設としての付加価値の創出、他の観光資源とのネットワーク化などにより、オンリーワンの芦屋釜を生かした魅力づくりを目指します。また、鋳物師による鋳物の体験プログラムの創出など、鋳物師と連携した取り組みを推進します。	○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○外国人観光客への対応 ○土産品の開発 ○復興の取り組み情報の発信 ○芦屋釜の里開館30周年記念事業の実施	○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○外国人観光客への対応 ○土産品の開発 ○展覧会の開催	○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○外国人観光客への対応 ○土産品の開発 ○展覧会の開催
文化財の保護及び活用	継続	文化財保護法に基づき、文化財の適切な保護を行います。また、文化財を地域振興、観光・産業振興等の地域資源として活用を図ります。	○ホームページ等を活用した情報発信 ○文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ)の検討 ○山鹿貝塚の活用 ○町指定文化財の指定検討 ○春季特別展、秋季特別展の開催 ○文化財ボランティアガイドの育成 ○町誌作成 ・事例調査及び編さん方法の検討 ○芦屋町歴史図鑑作成に向けた検討 ○常設展示のリニューアル検討及び調査	○ホームページ等を活用した情報発信 ○文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ)の検討 ○山鹿貝塚の活用 ○町指定文化財の指定検討 ○春季特別展、秋季特別展の開催 ○文化財ボランティアガイドの育成 ○町誌作成 ※R7年度の検討結果による ○芦屋町歴史図鑑作成 ※R7年度の検討結果による ○常設展示のリニューアル ※R7年度及びR8年度の検討結果による	○ホームページ等を活用した情報発信 ○文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ)の検討 ○山鹿貝塚の活用 ○町指定文化財の指定検討 ○春季特別展、秋季特別展の開催 ○文化財ボランティアガイドの育成 ○町誌作成 ※R7年度の検討結果による ○芦屋町歴史図鑑作成 ※R7年度の検討結果による ○常設展示のリニューアル ※R7年度及びR8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

学校教育課 学校教育係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
国際理解教育推進事業	継続	語学力の研修とともに国際的感覚を学び、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成するため、小学生を対象に英語体験施設を訪問、中学生を対象に海外ホームステイ事業を実施します。	○小学生を対象とした国内英語研修施設の訪問 ○中学生を対象とした海外ホームステイの実施	○小学生を対象とした国内英語研修施設の訪問 ○中学生を対象とした海外ホームステイの実施	○小学生を対象とした国内英語研修施設の訪問 ○中学生を対象とした海外ホームステイの実施
小中学校情報機器活用事業	継続	ICT(情報通信技術)を活用し教師の授業内容や方法の改善を通して、児童・生徒に「分かる」「できる」楽しさを実感させるとともに、ICT活用能力を身に付けさせるため、タブレット・電子黒板を使った授業の実践、無線LANなどの環境整備、学習用ソフト・ICT支援員の導入による、ICT教育を推進します。	○ICT支援員の配置 ○児童用タブレット更新 ○校務支援システム構築 ○校内ネットワーク環境整備 ○電子黒板の更新検討	○ICT支援員の配置 ○電子黒板の更新 ※R7年度の検討結果による ○校務支援システム導入	○ICT支援員の配置
通学費補助事業	継続	保護者負担の軽減と定住化を推進するため、芦屋町に居住の小中高校生の通学費用の1/2を補助します。また、通学費補助を受けていない高校生に2万円を補助します。	○小中学校通学費補助金の交付 ○高校生等通学費補助金の交付	○小中学校通学費補助金の交付 ○高校生等通学費補助金の交付	○小中学校通学費補助金の交付 ○高校生等通学費補助金の交付 ・期間延長の検討
小中学校施設整備(建具・外部改修工事)	継続	児童生徒が安全で快適な環境で学習できるよう、老朽化に伴う小中学校建具(防音サッシ等)の計画的な改修を進めます。また、屋上及び外壁の経年劣化による雨漏りを防止するため、外壁改修を行います。	○芦屋東小学校大規模改修工事(3/3年)	○芦屋中学校大規模改修工事実施設計	○九州防衛局との協議
給食費負担軽減事業	継続	保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的として、学校給食費の負担軽減事業を実施します。	○給食費無償化の実施	○給食費無償化の実施 ※R9年度以降の継続検討	※R8年度の検討結果による

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

学校教育課 学校教育係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
英語教育強化事業	継続	生涯にわたって必要とされる英語によるコミュニケーション力の育成を図るため、小中学校にALT(外国語指導助手)の配置、体験型英語学習(オンライン英会話授業など)を推進し英語力を高めます。また、英検を受験する小中学生に対して、受験料を全額補助することで検定資格の取得を推進します。	○小学校・中学校へのALTの配置 ○英検受験料の全額補助 ○体験型英語学習(オンライン英会話授業)の推進	○小学校・中学校へのALTの配置 ○英検受験料の全額補助 ○体験型英語学習(オンライン英会話授業)の推進 ※R9年度以降の実施について検討	○小学校・中学校へのALTの配置 ○英検受験料の全額補助 ※R10年度以降の実施検討 ○体験型英語学習(オンライン英会話授業)の推進 ※R8年度の検討結果による
小中学校施設整備(屋外給水管改修事業)	継続	安定した学校運営ができるよう、小中学校屋外給水管の状況把握を行うとともに、整備を行います。	○芦屋小学校屋外給水設備改修工事	○芦屋東小学校屋外給水設備改修工事	
プール授業のあり方について	変更	安全・安心なプール授業を実施するため、小中学校のプール整備や授業の実施方法について検討します。	○芦屋東小学校プール事業の外部委託	○芦屋東小学校プール事業の外部委託	○芦屋東小学校プール事業の外部委託
小中学校施設整備(校舎LED化事業)	新規	教育環境を整えるため、小中学校校舎の蛍光灯を、環境に配慮されたLEDに交換します。		○芦屋小学校LED化工事 ○芦屋中学校LED化工事	○芦屋東小学校LED化工事 ○山鹿小学校LED化工事
芦屋中学校体育館椅子購入事業	新規	教育環境を整えるため、式典で使用するパイプ椅子を購入します。	○芦屋中学校のパイプ椅子購入		

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

学校教育課 給食センター係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
給食費の改定	継続	学校給食法により、給食用食材費の購入に必要な学校給食費は、保護者の負担となっています。近年、食材価格が高騰し、引き続き給食の質を維持し、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供することが困難となったため、給食費を改定しました。食材価格の高騰は続いているため、給食費の改定について引き続き検討します。	○給食費改定の検討	※R7年度の検討結果による	※R7年度の検討結果による
スチームコンベクションオープン購入事業	新規	給食センターでは、「焼き調理」「蒸し調理」等を行うためのスチームコンベクションオープンを2台保有しています。同時に2台購入しましたが、水漏れや蒸気漏れ等の不具合が発生したため、1台買い替えました。もう1台についても、同様の不具合が発生しているため、買い替えます。	○スチームコンベクションオープン購入		
給食センター空調設備等改修事業	新規	調理場等で使用する空調設備等の電子機器が交換時期となっているため、点検結果を踏まえ計画的に更新し、食中毒の防止や調理員が安全に調理業務を行います。	○給食センター空調設備等の点検	○給食センター空調設備等改修工事 ※R7年度の点検結果による	○給食センター空調設備等改修工事 ※R7年度の点検結果による

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

生涯学習課 社会教育係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
ボランティア活動の支援(人材の発掘・育成)	継続	ボランティア活動を活性化するため、ボランティア活動センターを拠点に、人材の発掘・育成や活動の支援を行います。	○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業の実施	○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業の実施	○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業の実施
総合運動公園中央グラウンド改修工事	継続	総合運動公園内の中央グラウンドを整備し、排水機能の改善を行うとともに安全に快適に利用できるようにします。	○中央グラウンド改修工事		
テニスコート改修事業	継続	テニスコートのクラブハウスやコート等、安全で不具合のない状態を維持し、利用者数の維持・増加ができるように計画的に改修を行います。	○テニスコート改修工事(2/2年) ○テニスコートクラブハウス改修工事実施設計	○テニスコートクラブハウス改修工事	
体育施設の屋外夜間照明施設改修事業	継続	スポーツ活動を行う人に対して、夜間でも活動できるナイトー施設の必要性を検討します。また、老朽化し使用を中止した施設の撤去を行います。	○芦屋中学校ナイトー照明灯具撤去の検討	○芦屋中学校ナイトー照明灯具撤去 ※R7年度の検討結果による	
施設使用料の見直し	継続	社会体育施設等の施設使用料について、適正かどうか調査・検討し、見直すことで受益者負担の適正化を図ります。	○ロッカー使用料の改定 ○テニスコート使用料の改定		
町民体育祭のあり方	新規	町民がスポーツに興味を持ち運動を行うきっかけづくりや、自治区単位での参加による地域コミュニティの活性化を目的としている町民体育祭のあり方について検討します。	○代替事業及び今後の開催、廃止の検討	※R7年度の検討結果による	※R7年度の検討結果による

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

生涯学習課 社会教育係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
社会体育施設照明LED化改修事業	新規	町の体育施設の照明器具について、蛍光灯及び水銀灯をLED照明にすることにより、省エネ及び利用者の利便性の向上を図ります。	○総合体育館LED化工事の検討 ○武道館LED化工事の検討	○総合体育館LED化工事 ※R7年度の検討結果による ○武道館LED化工事 ※R7年度の検討結果による	
総合体育館の非常用電源整備	新規	災害等により、商用電源が断たれても、外部からの電源供給なしで、指定避難所である総合体育館が一定程度の機能維持が図られるよう、非常用電源及び燃料タンク等の備蓄熱源を拡充整備します。	○総合体育館非常用電源整備工事		
町民会館改修事業	新規	不具合箇所の改修や予防保全の改修を行いながら、利用者の安全確保と快適な利用環境の整備を目指します。	○ぶどう棚等改修工事実施設計 ○LED化工事	○ぶどう棚等改修工事 ※R7年度の実施設計結果による	

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

生涯学習課 公民館・文化係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
芦屋中央公民館の非常用電源整備	新規	災害等により、商用電源が断たれても、外部からの電源供給なしで、指定避難所である中央公民館が一定程度の機能維持が図られるよう、非常用電源及び燃料タンク等の備蓄熱源を拡充整備します。	○芦屋中央公民館非常用電源整備工事		
図書館システム更新事業	新規	住民の学習ニーズに応え、暮らしに役立つ図書館として適切な資料の提供が行えるよう図書館システムの更新を行います。	○図書館システムの更新 ○図書館システムの運用	○図書館システムの運用	○図書館システムの運用
芦屋東公民館設備取替工事	新規	生涯学習等における活動が快適で安定した施設環境のもとで行えるよう、芦屋東公民館の空調設備の取替工事を実施します。	○芦屋東公民館空調設備取替工事の検討	○芦屋東公民館空調設備取替工事 ※R7年度の検討結果による	

芦屋町実施計画表〔令和7年度～9年度事業〕

議会事務局 事務係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度
議会のタブレット導入	継続	会議におけるペーパーレス化の推進及び議員間や議会事務局との相互連絡・スケジュール管理・情報共有等を正確・迅速に行う環境を整備することを目的として、議会にタブレットを導入します。	○タブレットの導入	○タブレットの運用	○タブレットの運用